

## 特別徴収される方

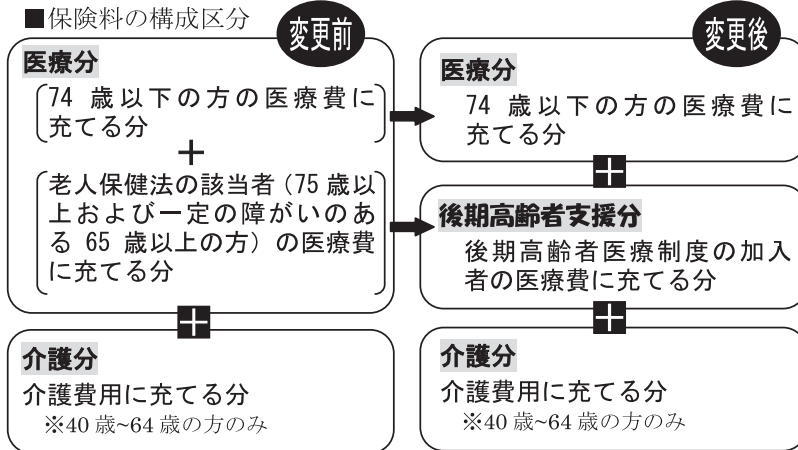
年金給付額が年額18万円以上の方  
 国保の加入世帯の世帯主と加入者が、すべて65歳以上74歳未満の方  
 介護保険料が特別徴収されている方  
 介護保険料と国民健康保険税を合算した額が、年金給付額の2分の1に相当する額以下の方

●特別徴収される方は？  
 次の条件をすべて満たす方は、原則として年金から保険税が天引きされま

●国民健康保険税の納入方法が変わります  
 ●保険税の年金天引きがはじまります  
 国民健康保険税の納入方法は、平成19年度までは、納付書での現金払いによる「普通徴収」だけですが、平成20年10月からは、年金天引きする「特別徴収」が実施されます。

●国民健康保険税の納入方法が変わります

### ■保険料の構成区分



●保険料の構成区分が変わります  
 後期高齢者医療制度の開始に伴い、国民健康保険税が、これまでの「医療分」「介護分」に「後期高齢者支援分」を加えた3区分に変わります。通書などに記載される区分と金額が変わります。

## 携帯電話専用サイトができました

和寒町では平成12年9月からホームページを開設し、イベント情報や観光スポットをはじめ、様々な行政情報等の情報を発信しています。

現在のホームページでは自宅にパソコンがあっても、インターネットに接続していなければ閲覧することができないため、より多くの方々ができるよう、携帯電話専用サイト(ホームページ)を開設しました。

携帯電話専用サイトアドレス：

[http://www.town.wassamu.hokkaido.jp/08\\_mobile/mobile\\_top.htm](http://www.town.wassamu.hokkaido.jp/08_mobile/mobile_top.htm)

QRコード

下記のQRコードを携帯電話のカメラで読み込むことにより、すぐアクセスすることができます。



こちらのコードがあれば、気軽に和寒町をPRすることができます。活用等を希望される場合は、総務課広報統計係(TEL32-2421)までお問い合わせ下さい。

## 特別徴収・普通徴収の判定例

72歳 世帯主 (国保)	68歳 妻 (国保)	特別徴収 対象
78歳 世帯主 (後期高齢)	68歳 妻 (国保)	普通徴収 対象
72歳 世帯主 (国保)	45歳 子 (国保)	普通徴収 対象

保険税の使い道をはっきり区別するための変更です。保険税が一律に上がるわけではありません。平成20年度の税率は6月に決定し、納付書は7月に発布します。

